

■ 令和8年度事業費納付金算定（仮算定）における保険料抑制の主な取組（令和7年度事業費納付金算定との比較）

保険料抑制財源	令和8年度			令和7年度			対前年度			
	活用の考え方	総額	一人当たり	総額	一人当たり	総額（差額）	総額（比率）	一人当たり（差額）	一人当たり（比率）	相違点
保険料抑制活用額	-	24,738,292,749円	17,672円	23,602,210,110円	16,401円	+1,136,082,639円	+4.8%	+1,271円	+7.7%	-
特例基金（財政基盤強化分）	・全額を取り崩した約18億円について、分割して令和5年度から3年間保険料抑制に用いたため、残額がなく終了。	0円	0円	598,324,231円	387円	▲598,324,231円	▲100.0%	▲387円	▲100.0%	・終了分。
特別調整交付金（統一達成）	・令和6年度から令和8年度にかけて交付されることから、令和7年度から令和9年度にかけて全額を活用する。	1,493,599,000円	1,000円	1,529,415,000円	990円	▲35,816,000円	▲2.3%	+10円	+1.0%	・同条件。
財政調整事業による保険料抑制財源の確保 小計	-	23,244,693,749円	16,672円	21,474,470,879円	15,024円	+1,770,222,870円	+8.2%	+1,648円	+11.0%	-
①府国保特会の剩余金の活用	・令和6年度実質決算剩余金のうち半分を保険料抑制に活用することを基本としつつ、仮算定では、令和7年度における活用額と同額の66億円で仮置きとし、子ども・子育て支援金制度の開始に伴う影響等を踏まえ、最終判断は仮算定後に使う。	6,600,000,000円	4,419円	6,600,000,000円	4,271円	+0円	+0.0%	+148円	+3.5%	・同条件。
②前期高齢者交付金の精算に備えた留保財源の活用	・法改正を踏まえた、算出ルールに基づき運用。 ※第106回財政WG（令和7年度）で決定済。	2,061,046,845円	1,380円	0円	0円	+2,061,046,845円	-	+1,380円	-	・法改正に伴い、算出ルールを変更。
③保険者努力支援制度交付金（都道府県分）	・例年どおり、全額を保険料抑制に活用。	3,515,137,000円	2,353円	3,566,584,000円	2,308円	▲51,447,000円	▲1.4%	+45円	+1.9%	・同条件。
④府2号線入金（府1号振替分）	・保健事業の効果的取組について、令和8年度は採択事業なし。 ・市町村に帰責事由のない赤字に係る緊急的な対応として活用する額（29,010,526円）を除き、残額は全て保険料抑制に活用。 ※第106回財政WG（令和7年度）で決定済。	4,852,183,534円	3,730円	4,838,902,805円	3,609円	+13,280,729円	+0.3%	+121円	+3.4%	・市町村に帰責事由のない赤字に係る緊急的な対応分。
⑤保険者努力支援制度交付金（事業費連動分）	・当年度の算定には計上せず、翌年度に剩余金が生じた場合は剩余金の活用検討の中で具体的な活用策を検討。	0円	0円	0円	0円	+0円	-	+0円	-	・同条件。
⑥過年度の保険料収納見込み	・一定割合：令和6年度過年度分収納額×60% ・上限：令和6年度過年度分調定額×30%	5,200,679,050円	4,110円	5,418,299,074円	4,156円	▲217,620,024円	▲4.0%	▲46円	▲1.1%	・同条件。
⑦事業費納付金を通じた保険料抑制	・680円/人。	1,015,647,320円	680円	1,050,685,000円	680円	▲35,037,680円	▲3.3%	+0円	+0.0%	・同条件。
⑧保険者努力支援制度交付金（市町村分）	・一定割合：0% ・仮算定における子ども・子育て支援金制度の開始に伴う影響や市町村国保特会の決算状況等を踏まえ、最終判断は仮算定後に使う。	0円	0円	0円	0円	+0円	-	+0円	-	・同条件。